

御農水第635号
令和8年1月20日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御前崎市長 下村 勝

市町村名 (市町村コード)	御前崎市 (22223)
地域名 (地域内農業集落名)	池新田 (東町、早苗町、本町、中町、大山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月4日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・荒廃農地が増加している。今後、高齢化により農地の荒廃化が加速する。
- ・池新田第2土地改良区の揚水機場(第2機場、第3機場)を統合したい。
また、石綿管の布設替えを実施し、用水の安定を確保したい。
- ・国道150号線より南側で農作物の鳥獣被害が深刻になっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・法人化や地域外の若い担い手の確保
- ・安定した収入の確保
- ・効率的な農地の集約
- ・農地管理の無人化
- ・農産物価格の安定

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	111 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	111 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

再生利用が困難な農地及び農振除外予定地(令和9年度定期変更による)を除いた農業振興地域内の農用地区内農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・北部の水稻地帯は、中心経営体である認定農業者・認定農業法人が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や基本構想水準到達者の受入れを促進していくことにより対応していく。
- ・南部の畠地帯は、中心経営体である認定農業者・認定農業法人が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や基本構想水準到達者の受入れを促進することにより対応していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・経営の拡大を図る中心経営体及び入作を希望する認定農業者や認定新規就農者に対しては、農地中間管理事業を活用して、担い手への農地の集積、集約を促す。
- ・関係機関が連携し、農地中間管理事業の促進を図るため、機構に対して情報提供と事業の協力を行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、基盤整備を検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

- ・認定農業者や認定新規就農者を確保するため、JAや県などの関係機関と連携して相談体制を確立し、農地のあっせんや農作物の栽培及び経営などの指導を行っていくとともに、地域での話し合いや情報交換会を実施していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

- ・農作業委託の活用により、効率的と判断できるものがあれば取り入れていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】